

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 2 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた
「浄化槽設備士に関する省令」の改正について

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）が改正され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を戸籍に記載することとされたところです。

これを受け、浄化槽関係法令に規定する手続においても、上記と同等の措置を講じるため、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 82 号）により浄化槽設備士に関する省令（昭和 59 年建設省令第 17 号）を改正し、別紙記載の条項に係る手続又は様式において、国籍の記載を求めているものについては、「国籍」を「国籍等」に改め、一部の地域の法を本国法とする者については、当該地域を記載することといたしましたので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

○浄化槽設備士に関する省令（昭和 59 年建設省令第 17 号）

- ・ 第 5 条第 1 項
- ・ 別記様式第 1 号
- ・ 別記様式第 4 号
- ・ 別記様式第 5 号
- ・ 別記様式第 6 号